

～町内の幼稚園等・保育所等～ (令和5年10月1日時点) ※は新制度移行幼稚園

入園説明会の日程は、施設の状況や社会情勢によって変更する可能性があります。

①町立 大磯幼稚園※

大磯942
☎(61)0505
定員：教育認定180人
入園説明会：10月16日(月)10時
願書等配布：10月16日(月)～
願書受付：11月1日(水)・2日(木)・6日(月)

①町立 たかとり幼稚園※

生沢402-1
☎(71)3050
定員：教育認定160人
入園説明会：10月16日(月)10時
願書等配布：10月16日(月)～
願書受付：11月1日(水)・2日(木)・6日(月)

②私立 こいそ幼稚園※

西小磯286-10
☎(61)4093
定員：教育認定75人
入園説明会：10月3日(火)10時15分
願書等配布：10月15日(日)～
願書受付：11月2日(木)

⑤町立 国府保育園(認可保育所)

生沢438
☎(72)1765
定員：保育認定90人

⑤サンキッズ大磯(認可保育所)

東町1-13-33
☎(61)2641
定員：保育認定120人

⑤もあな・こびとのこや(小規模保育施設)

大磯1043-1
☎(26)5692
定員：保育認定12人(0～2歳児)

②・⑤サンキッズ国府(幼保連携型認定こども園)

国府新宿152
☎(71)0549
定員：教育認定30人
保育認定78人
入園説明会：10月19日(木)10時30分
願書等配布：10月19日(水)～10月24日(火)
願書受付：11月1日(水)・2日(木)

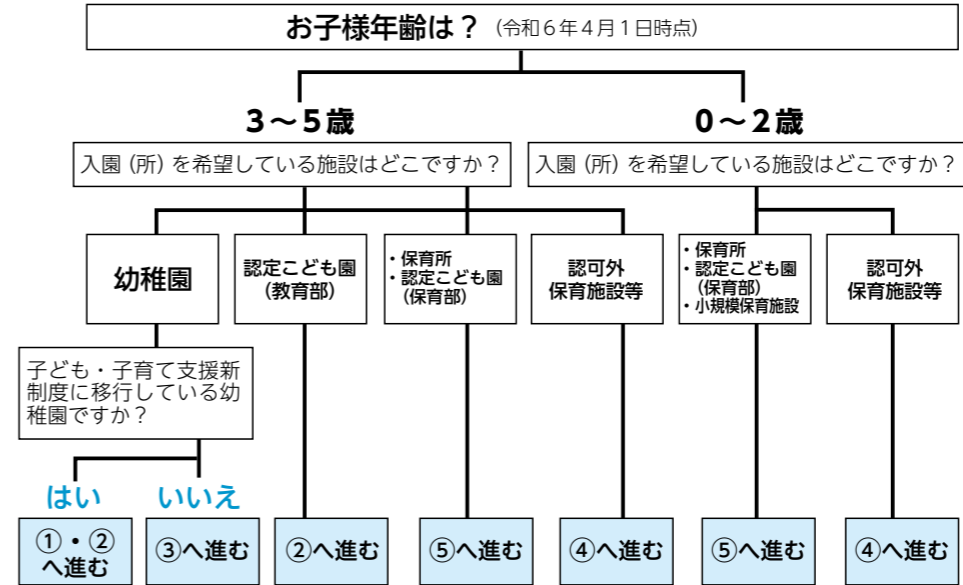
②・⑤認定こども園あおばと(幼保連携型認定こども園)

大磯1121
☎(74)5918
定員：教育認定31人
保育認定50人
入園説明会：10月17日(火)10時
願書等配布：10月16日(月)～
願書受付：11月1日(水)

令和6年度の 幼稚園等入園・保育所等入所のご案内

☎子育て支援課 ☎内線317、318、342

～入園・入所の申請 フローチャート～



令和6年4月に幼稚園や保育所等に入園・入所する児童を募集します。

また、幼児教育・保育の無償化に係る申請も受け付けします。原則は、幼稚園・保育所等の入園・入所とあわせての申請となりますが、希望する施設によって申請方法が異なりますので、フローチャートを参照のうえ、申請方法をご確認ください。世帯の状況によって保育料や一部の子育て支援サービスの利用料が無料になります。※給食費や行事費等、施設で実費徴収している費用は、原則無償化の対象外となります。

～保育の必要性の認定とは～

フローチャートで⑤に該当する世帯は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、①～④に該当する世帯は「保育の必要性の認定」を受けることで、一部の子育て支援サービス(※)の利用料の補助を受けることができます。

保育が必要な理由	保護者が次の事由に該当する方
1 就労	居宅内または居宅外で就労し(予定を含む)、1日4時間かつ週4日以上就労している場合
2 妊娠・出産	出産(出産前後8週間に限る)のため保育が困難な状態にある場合
3 疾病・障がい	病気・障がいのため保育が困難な状態にある場合
4 介護・看護	同居の親族を常時介護・看護をしているため保育が困難な状態にある場合
5 災害復旧	自宅等の災害復旧にあたっている場合
6 求職活動	求職活動により保育が困難な状態にある場合
7 就学	大学や職業訓練校等に通っている場合
8 その他	虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合等

④の利用料の無償化については、3～5歳児が属する世帯及び0～2歳児が属する住民税非課税世帯は、「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り、施設等の利用料及び子育て支援サービス(※)の一部が、月上限額の範囲内で補助されます。

入園及び利用について

各幼稚園・施設に直接お問合せください。
▼対象児童
令和6年4月1日時点で町に住所を有する(または予定のある)平成30年4月2日～令和3年4月1日生まれの3～5歳児
○町立幼稚園に通園区域の指定はありません。
①・②の利用料の無償化については無償となります。
③新制度未移行幼稚園
④認可外保育施設等

入園及び利用について

各園に直接お問合せください。
①町立幼稚園
②私立幼稚園・認定こども園(教育部)

【大磯幼稚園の今後の方向性について】

大磯幼稚園の認定こども園移行につきましては、再検討することになりましたので、令和6年度は幼稚園として運営を継続します。大磯幼稚園の今後の方向性につきましては、検討が具体化してきた段階で町民の皆さんへお知らせします。

「ここdeサーチ」で、お住まいの地域や最寄り駅周辺の保育所等や幼稚園等を検索することができます。

⑤保育所 認定こども園(保育部) 小規模保育施設
入所について
▼対象児童
令和6年4月1日時点で町に住所または保護者の就労先を有する(または予定のある)生後2か月以上の「保育の必要性の認定」を受ける児童。
ただし、保育施設ごとに入所可能年齢が異なります。
▼入所案内・申請書等の配布
申請書等は、10月10日(火)から子育て支援課及び町内各保育所等で配布します。
また、申請書等は町ホームページからも取得可能です。
一次申請受付
10月16日(月)～11月10日(金)
二次申請受付
11月13日(月)～令和6年2月9日(金)
○二次申請は、一次申請で内定辞退等により、保育所等の受入枠に空きが生じた場合等に入所選考を行います。二次申請から申請した方のほか、一次申請で入所保留となった方が二次申請の対象となります。
受付時間
8時30分～17時15分
(土・日・祝日を除く)
受付場所
役場本庁舎1階子育て支援課

結果通知

一次結果は2月上旬、二次結果は2月下旬に通知をご自宅に郵送します。

申込みにあたっての注意事項

▼併願申込み
教育認定と保育認定の併願は、それぞれ申請書等に記載のうえ、受付職員に併願の旨をお伝えください。
▼町外の保育所等の利用を希望する場合
希望する市町村によって受付期間が異なりますので、必ず、保育所等の所在する市町村へ事前にお問合せください。

⑤の利用料の無償化について

3～5歳児が属する世帯及び0～2歳児が属する住民税非課税世帯は、保育所保育料が無償となります。



申請書等の取得は、こちらの二次元コードからできます。